

平成30年 第3回 定例会

美 深 町 議 会 会 議 録

平成30年9月10日 開会

平成30年9月14日 閉会

美 深 町 議 会

平成30年第3回定例会
美深町議会会議録
第1号（平成30年9月10日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 行政報告
- 第 4 選挙第1号 議長の選挙
- 第 5 選挙第2号 副議長の選挙
- 第 6 会期の決定
- 第 7 一般質問
- 第 8 議案第42号乃至第45号の提案説明
- 第 9 認定第1号乃至認定第7号
- 第10 意見書案第1号（核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書案）
- 第11 報告第6号 委員会報告（総務住民常任委員会・産業教育常任委員会所管事務調査報告）
- 第12 休会日の決定

◎出席議員（10名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 小口英治君 | 2番 長岐和彦君 |
| 3番 和田健君 | 4番 中野勇治君 |
| 5番 荒川賢一君 | 6番 藤原芳幸君 |
| 7番 岩崎泰好君 | 8番 諸岡勇君 |
| 9番 齊藤和信君 | 10番 南和博君 |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	草野孝治君	住民生活課長	渡辺美由紀君
保健福祉課長	望月清貴君	農務課長	川端秀司君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	政岡英司君
総務グループ主幹	小林一仙君	企画グループ主幹	中江勝規君
生活環境グループ主幹	後藤裕幸君	税務グループ主幹	山崎義典君
保健福祉グループ主幹	小野勇二君	農業グループ主幹	桜木健一君
建設林務グループ主幹	中林秀文君	水道住宅グループ主幹	南坂陽子君

◎教育委員会

教育長	石田政充君	教育次長	玉置一広君
教育グループ主幹	大堀裕康君	幼児センター長	藤原裕子君

◎農業委員会

農業委員会会長	外崎敬雄君	事務局長	川端秀司君
---------	-------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	羽野保則君
--------	------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	羽野保則君	事務局副主幹	服部満君
------	-------	--------	------

開会 午前10時00分

◎追悼の言葉

○副議長（南 和博君） 開会にあたり、ご報告申し上げます。

倉兼議長は、入院加療中でしたが薬石の効なく、去る8月31日ご逝去されました。誠に痛恨の極みであります。倉兼議員は平成3年に初当選以来、町議会議員7期27年に及び、平成23年から議長として2期7年、この間、町政の進展に尽くされました功績は、すでに皆様ご承知の通りであります。

町議会では、議長として私たちの心のよりどころでした。まだまだ、ご活躍いただけるものと思っておりましたが、再び相まみえることができなくなり、誠に心痛のいたりでございます。ここに倉兼議長のご冥福をお祈りし、謹んで黙とうを捧げたいと存じます。

全員、ご起立をお願いします。

黙祷 はじめ。

（黙祷）

○副議長（南 和博君） 黙祷を終わります。

ご着席下さい。

この際、議会と致しましては諸岡議員に代表いただき、追悼の言葉を承りたいと存じます。

8番 諸岡議員。

○8番（諸岡 勇君） 倉兼政彦議長の追悼の言葉。松山に幌延林道の咲く頃、静かに秋への深まりを告げます。今、美深町議会は第3回定例町議会が開催されます。惜しくも議長であった倉兼政彦氏の開会宣言は聞かれない。現議会の先駆者ともいふべき倉兼議長を失ったことは、誠に惜しみてもあまり思いもよらぬ悲しい知らせを受けたのであります。ご家族の手厚い看護、治療の甲斐もなく逝去をなされた倉兼政彦議員、倉兼議長への追悼の言葉を申し上げること、痛恨の極みです。倉兼議員は昭和39年道立名寄農業高校、昭和41年酪農学園短大を卒業後、家業の農業に従事され現在に至ります。東地区での酪農業は奥様と3人のお子様とも経営をされておられました。大きなサイロで遠くからでも倉兼牧場と一目でわかり、近代的な機械を導入しての充実した酪農家を経営されております。議会議員には平成3年5月から今日まで7期目を終えるさなかでありました。平成9年総務、11年産業建設、15年、19年議会運営、各委員長。23年、27年議会議長として議員から親しまれ、その紳士な人柄と開拓精神に溢れた積極性は、常に我々の議員間の指針でもありました。雄弁な勇姿を見ることはできず、誠に寂しさを感じており、今思えば多くのものを譲り受けたか知りません。倉兼さんを交えた議員間討論は随分やりました。

市町村合併問題での数回の特別委員会、議論経過をもって他町村との協議に臨んでいた倉兼さんの理論に圧倒された町村もおられました。議会改革は数多く取り組みましたが、議会広報の発行は倉兼議員就任の当時の平成4年に始められたもの。議会運営協議会の制定は、取り組みでは他町村の先駆け、政務調査費は活動費として現在に導入、議員定数の議論は美深町議会改正に向けて度々行われて来ました。議会基本条例は、1年半以上の特別委員会を開催し、時期尚早との結論を見出してきました。昭和61年、北海道酪農協会の上川副支部長、平成13年美深町都市計画審議会委員、平成21年株式会社アウル監査役、観光協会顧問等々役職も多くこなされ、真実一路の信念に燃える情熱は、どれだけ私どもを力づけたことか。その飾らない人柄、その優しさに家庭を愛し、同僚を愛し、仕事を愛し、爽やかな人柄で誰からも好かれ、輝かしい業績の数々、永久に我々の心に残るでしょう。残された私どもは精一杯、議会活動の使命遂行に意思を受け継ぎます。残されたご家族の皆様に対し、私たち同僚が出来る限りを努めます。そのことを誓います。何一つ心配することなく安らかに眠ることを祈念申し上げ、追悼の言葉といたします。平成30年9月10日、美深町議会 諸岡勇。

○副議長（南 和博君） 続きまして、町長からも追悼の言葉の申し出がございますのでお願いいたします。

町長。

○町長（山口信夫君） 追悼の言葉。倉兼議長が亡くなられて、早いもので10日が過ぎようとしています。町の重心を失い、未だに言いようのない寂しさを感じている今日この頃であります。今年の6月18日、第2回定例会の冒頭、7年以上に渡る議長職務と議会運営の功績が認められ、北海道町村議会議長会から自治功労の表彰をこの会場で捻出された姿を思い出しております。益々のご活躍を期待していましたが、6月定例会、議場での公務執行する姿が最後でありました。ここに皆様と共に謹んで追悼の言葉を捧げます。顧みますと、あなたは当時45歳の最年少議員として美深町議会議員に初当選され、爾来7期27年4カ月の長きに渡り町議会議員として町政の進展と住民福祉の向上の為に大きな功績を残されました。また、町議会の最高責任者として中立公平に徹し、その卓越した執権と行動力により、適正にして円滑、的確な議会運営に諸案を発揮され、生涯かけて地方自治の振興、発展に寄与されたご功績は誰もが認めるものであります。あなたは温厚な性格の中に隠された実直さ、接する人に親愛の情と敬意、和を持たせ、貴重な役割になっていただいたことは、後世に残されるものであります。町づくりは一朝一夕にできないという倉兼議長の思いを受け継ぎ、今ある課題を残された我々一同が一丸となって、解決へ向け誠心誠意努力し、美深町の発展と町民の幸せのために渾身の努力をして参ります

ことをここにお誓い申し上げます。ここにご遺族様の益々のご健勝と倉兼議長様の生前のご苦勞に対し、心から感謝をすると共に、安らかなご冥福もお祈りし、追悼の言葉と致します。平成30年9月10日、美深町長 山口信夫。どうもありがとうございました。

○副議長（南 和博君） ここで本日ご出席を頂きました、ご遺族の皆様方の退席があります。少々時間をいただきます。本日はありがとうございました。

◎開会宣言

○副議長（南 和博君） 改めましておはようございます。

本日の定例会は地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。

只今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので只今から平成30年第3回美深町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により副議長において3番 和田議員、4番 中野議員の両君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○副議長（南 和博君） 次、日程第2 諸般の報告を事務局長より行わせませう。

羽野局長。

○事務局長（羽野保則君） 諸般の報告を致します。はじめに閉会中の議会の動向および閉会中の各委員会の活動につきましては、別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承願います。

次に、閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。1つ、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。1つ、美深厚生病院に係る平成29年度損失金助成等の要請。1つ、臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書の3件であり、これらは資料として配布しております。

次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率報告書、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率報告書、教育長から地方教育行政の組織および運営に関する法律に基づく平成29年度美深町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書、

代表監査委員から平成30年8月実施の例月出納検査報告書、これら4件はいずれもお手元に写しを配布しておりますのでご覧いただきます。

次に、今定例会の提出議案並びに出席説明員について申し上げます。提出議案は町側提出のもの、補正予算4件、認定7件の合計11件。議会側提出のもの選挙1件、意見書案1件、委員会報告1件の3件です。

今定例会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配布しておりますのでご了承願います。

最後に今定例会の一般質問の通告について申し上げます。一般質問通告者は岩崎議員1名です。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○副議長（南 和博君） 次、日程第3 町長から行政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 行政報告を申し上げます。9月6日午前3時8分頃、安平町付近を震源とした大地震が発生いたしました。平成30年北海道胆振東部地震と命名されたところで、犠牲になられた方のご冥福をお祈り申し上げますと共に、被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げ、被災地の復旧を先ずもってお祈りするところであります。ご承知の通り、道央を中心に北海道の広い範囲及び最大震度7を観測し、極めて大きな地震となりました。本町におきましては、震度2を観測したところですが、第一報のあった午前3時30分に防災担当主幹が登庁し、消防、警察、自衛隊等との連絡の中、被災地被災状況把握を行い、被害なしと関係省庁に報告したところであります。しかし、火力発電所が停止したことにより道内全戸において停電が発生。幹部職員による停電対策本部会議でありますけれども、これを設け、対処したところであります。町として町民のライフラインの確保を第一に水道水の確保、給水施設の電源確保により、断水回避を図って参りました。町内においては安全確保の為、幼児センター、小・中・高校、高等養護学校を臨時休業とした他、これに伴い給食センター等についても臨時休業とし、信号灯についても停止となり、警察署員が出動対応したところであります。また、停電に伴い、独居やケアを必要とし夜間に心配のある高齢者等を対象に保健センターに自主避難所を設置した他、携帯電話の充電コーナーの設置や停電により搾乳困難となった一部酪農家に対する発電機の対応や給水、飲料水、非常食を希望する方への対応を致したところです。8日からは上

川北部消防事務組合において緊急消防援助隊を被災地に派遣し、支援を行っているところであります。美深町においては幸い、地震による被害はありませんでしたが、長時間に及ぶ停電により、酪農業や店舗などに大きな影響を与えました。当面、電力不足が続くことから、町と致しましても電力復旧まで節電協力を呼び掛けていくこととしております。引き続き、常に危機感を持って対処して参る所存でございます。以上、6日発生の地震に伴う行政報告とさせていただきます。

○副議長（南 和博君） 只今、町長から行政報告がありましたがお尋ねの向きがございましたら発言願います。

1番 小口議員。

○1番（小口英治君） 今、地震の方の報告があったと思いますが、その前の9月4日の台風21号被害についてお聞きしたいと思います。空き地ですとかそのような場所に大きなゴミといますか、そういう関係のものが家の側にもありますけれども、強風によって大分あると思います。そういう点と農業被害のハウス等の被害の対処方法をどのように考えてこれからやるのか、どのようにするのか、ちょっとお聞きしたいと思いますのでお願いします。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 行政報告で申し上げた事柄については、資料等がある程度用意しておりますので、今ご質問の部分等については、段取りしておりませんのでご理解を頂きたいと思えます。

○副議長（南 和博君） よろしいですか。

藤原議員。

○6番（藤原芳幸君） 只今、町長の方から6日の停電事故に関しての報告があったわけですが、当然、全町停電ということで、町が緊急時に情報源として非常に期待をしていた防災端末機が使用できなくなったということで、非常に幸いだったのが、明るい時の停電だったということだと思えるのですが、町民の中にも情報をとる手段がなく、不安な状況で時を過ごされた住人が非常に多かったのではないのかなと思うのですが、この状況において、町としてどのような町民に対しての情報提供を手段として行ったのか、逆に言いますと、住民の方からも情報が入るような状況にはなかった中で、こういった情報収集というものを行ったのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○副議長（南 和博君） 草野総務課長。

○総務課長（草野孝治君） 情報の収集等につきましては、停電に関するものにつきましては北電、こちらから担当職員から連絡をとれる体制を確保しました。それで、復旧の目

途がなくても1時間おきに深夜、夜通し状況について町の方に連絡をとれる体制を致しました。また、上川総合振興局の防災担当、あと陸上自衛隊の3中隊、こちらとも常に情報をお互いやり取りをしていますけれども、向こうからそういった情報については逐一定期的に入ってくるような体制をしてございます。実は昨日までも、ずっとそういった連絡は入っている状況にあってございます。また、住民に対しては、ご承知の通り電気が通電しないことには防災端末が使えないということで、第一報については市街地のみになりますけれども、消防の緊急放送、こちらを利用して今の状況について周知したのと、役場と消防の広報車、こちら3台を使って住民に広報等をしているところでございます。いずれにしましても、後は非常事態、特に住民の皆様は常日頃から懐中電灯、ラジオ、こちらを備え付けて頂くということで、防災の中でも常に周知してございますけれども、役場においても、情報はやはりテレビも電気がなくては接続できなかったということで、ラジオの情報、これを中心に情報収集をしながら、また関係機関からの情報を受けながら現在の状況について町民にできる手段で周知してきたところでございます。以上です。

○副議長（南 和博君） 6番 藤原議員。

○6番（藤原芳幸君） 大枠としては、そういう形でみんな動いたのかなとは思いますが、町内の状況として、どういった情報がそういう町内の色々な方々の情報がとる手段としてどういうことを講じたのかと、もう1点は、消防広報車が色々な形で回っていたのは存じておりますけれども、多くの声として回っていたのはわかっていたけれども、内容がよくわからないという声がすごく入ってきているのですよね。それで折角の手段がなかなか、有効だったのかどうだったのかということで、今後の為には色々と検証が必要ではないのかなというように思っておりますけれども、その辺に関してのまだ検証は恐らくされてはないと思うのですが、どのような形で今後備えていくのかだけお伺いしたいと思います。

○副議長（南 和博君） 草野総務課長。

○総務課長（草野孝治君） 広報の部分については、消防の部分も風向きによって何を言っているかわからないというような問い合わせも実際ございました。あと、広報車についても今おっしゃる通り、住宅の気密性がよくなっているので、昔と違って、わからないと。そして広報車が来たので外に出たら、肝心なことが聞こえなかったということも、こちらの方に伝え聞いてございます。そういったことで、広報車2回目からは、出来るだけゆっくり回るといふ部分と、一部地域においては、その広報内容をペーパーでお配りしたという部分もございますけれども、その辺、議員さんがおっしゃる通り、電気がなかった場合の広報手段等について、北海道全体です、美深町だけではなくて、そういった部分につい

ては、今後、併せてこういった対応について再度詰めていく必要があるかなというように思っているところでございます。

○副議長（南 和博君） 7番 岩崎議員。

○7番（岩崎泰好君） 今、同僚議員からお話ございましたが、1つは、やはり情報が住民の中にしっかりと行き渡らないという問題点について、私も以前一般質問等に取り上げて、防災端末無線のあり方について、一度、提案等も含めてお話しした経緯がありますが、今回の長期にわたる停電について、これが想定内の出来事だったのか、想定外の出来事として起こった事態だったのか、それを1つ聞きたいということと、それから起きたことについては、それぞれ努力をされて、各部署において、今できる範囲のところで動いて頂いたということも色々な形で目に見えておりますけれども、今後の対応として、どう対応していこうとしておられるのか、2点についてお聞きしたいと思います。

○副議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 想定内、想定外という話ございましたけれども、このような事態になる、このような停電地震によって全道的になるというような押さえはしておりません。そして、今後については、1つの良い教訓になったのかな、住民もそうでありますけれども我々も良い教訓になったとそう思っております。したがって、それらのことについて心して向かっていかないとならないと思っております。

○副議長（南 和博君） 他、なければ本件報告済みといたします。

◎日程第4 選挙第1号 議長の選挙

○副議長（南 和博君） 次、日程第4 議長の選挙を行います。

4番 中野議員。

○4番（中野勇治君） 動議として提案致しますが、この度の議長選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦によることを望みます。以上、議員各位の賛同をお願い致します。

○副議長（南 和博君） 只今、中野議員から議長の選挙の方法について指名推薦によることの動議が提出されました。この動議は賛成者がありますか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 賛成者がありますので成立致します。

指名推薦による動議を直ちに議題として採決します。

お諮りします。この動議の通り決定することに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙方法は指名推薦によることの動議は可決されました。

1番 小口議員。

○1番（小口英治君） 議長の指名推薦の指名者については、中野議員にお願いしたいと思います。

○副議長（南 和博君） 只今、小口議員から議長の指名推薦の指名者を中野議員にする
ことの動議が提出されました。この動議は賛成されますか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 賛成がありますので成立いたします。

指名推薦の指名者を中野議員にすることの動議を直ちに議題として採決します。

お諮りします。この動議の通り決定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 異議なしと認めます。

したがって中野議員が指名することに決定することに決定いたしました。

中野議員、指名をお願いします。

4番 中野議員。

○4番（中野勇治君） 議長には、南和博君を指名したいと思います。よろしく
お願いします。

○副議長（南 和博君） 只今、中野議員から指名がありました。

お諮りします。只今、中野議員が指名しました南議員を議長の当選人と定めること
にご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南 和博君） 異議なしと認めます。

したがって、只今指名されました南議員が議長に当選しました。

○議長（南 和博君） それではここで、議長当選の就任のご挨拶をさせていただきます。

美深町議会史上、例のない現職の議長がご逝去されたことに伴いまして、只今、議員全
員から指名推薦を頂きました。倉兼議長の残任期間を倉兼議長の意思を引き継いで全うし
ていきたいなというように考えております。各議員はもとより、町長、理事者、役場の皆
さんのご協力を得ながらスムーズな議会運営を図っていきたくと考えておりますので、皆
様のご協力よろしくお願いたします。よろしくお願いたします。

これより暫時休憩をいたします。

議長から議会運営委員会を召集しますので、委員会室にお集まり下さい。再開は概ね1

0時45分と致します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時44分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。

諸般の報告をします。休憩中に議会運営委員会が開かれ、議会から追加議案が提出されております。追加議案は、選挙第2号 副議長の選挙の1件であります。

お諮りします。

追加議案は日程に追加し、選挙第2号 副議長の選挙を追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。

したがって選挙第2号副議長の選挙を日程第5として議題とすることに決定いたしました。

只今、資料を配布いたします。

◎日程第5 選挙第2号 副議長の選挙

○議長（南 和博君） 次、追加日程第5 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については地方自治法第118号第2条の規定によって指名推薦にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は指名推薦で行うことにしました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。副議長に齊藤議員を指名します。

お諮りします。只今、議長が指名した齊藤議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。

したがって、只今指名しました齊藤議員が副議長に当選されました。只今、副議長に当選された齊藤議員が議場におられます。議会規則第33条第2項の規定により当選の告知を致します。只今、副議長に当選されました齊藤議員に就任のご挨拶をいただきます。

9番 齊藤議員。

○9番(齊藤和信君) 今、議長推薦によりまして副議長に就任した齊藤でございます。前倉兼議長が8月31日に亡くなり、残された任期も来年4月までの8カ月の短い期間になりますけれども、議員の各位の皆様のご協力により、また行政側の皆様のご協力により、残された任期、議長の支え役となり頑張っていきますので、どうか皆様のご協力よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長(南 和博君) これより暫時休憩いたします。なお、休憩中に総務住民常任委員会及び議会運営委員会を召集いたします。再開は概ね11時といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時01分

○議長(南 和博君) 休憩を解き会議を再開いたします。休憩中に総務住民常任委員会、議会運営委員会が開かれ、総務住民常任委員会から委員長の変更について齊藤委員長の辞任の申し出を受け、委員長の互選を行った結果、和田委員が委員長に就任した旨が議長のもとに届いておりますので報告します。議会運営委員会から齊藤委員より副議長就任に伴い議長の諮問機関である議会運営委員会の委員を兼ねることは、議長に事故または欠けた時に議長の職務を司る立場にあり、適当ではないとし、辞任の申し出があります。

お諮りします。齊藤委員の議会運営委員の辞任について承認することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。

齊藤委員の議会運営委員の辞任については承認されました。

お諮りします。只今、齊藤委員の議会運営委員の辞任が承認されましたので、総務住民常任委員会の和田委員長を議会運営委員会委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。

したがって、只今指名しました通り、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

◎日程第6 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第6 会期の決定の件を議題と致します。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から14日までの5日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から14日までの5日間と決定いたしました。

◎日程第7 一般質問

○議員（南 和博君） 次、日程第7 一般質問を行います。

一般質問の通告者は1人です。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは発言を許します。

7番 岩崎議員。

○7番（岩崎泰好君） それでは一般質問に入ります前に一言申し上げます。9月6日に発生いたしました最大震度7、北海道胆振東部地震により、亡くなられた方々に哀悼の誠を捧げます。被災されました皆様の境地を察し、1日も早く日常の生活に戻られることを願っております。北海道民の1人として心寄り添って対応したいと心に刻んでおりますことを申し述べます。さらには、8月31日逝去されました、倉兼政彦議長にお疲れ様でございました、ゆっくりとお休みくださいという言葉と共に、美深町と美深町議会が抱えている課題の解決に向けて、さらに着実に次の一步を歩ませて頂くことを申し述べ、一般質問を始めたいと存じます。

今回の項目は保健福祉の項目です。がん撲滅の取り組みをどのように進めるのか、今年度の施政方針の中にもありますが、町民が安心して住み続けられる活力ある町づくりを着実に推進するという意味は非常に大きなものがございます。保健福祉の観点から、美深町はがん撲滅の取り組みをどのように進めようとしているのか伺うものでございます。1つ目は、第3期を迎えました今年度、平成30年の3月に策定をされました、北海道がん対策推進計画について、どのような見解をお持ちであるのか、まずは伺いたいと存じます。

2つ目は、そこに示されました分野別の施策と個別目標、これにつきまして美深町の対

応、対策はどのようにすすめるのか伺うものであります。まず1つ目は、がんの一次予防でございます。この推進計画の中には、たばこ対策、生活習慣病、感染症等の対策について書いておられますが、これらについて美深町としての施策の内容とその目標をどのように押さえているのか、お聞きしたいと存じます。2つ目には、二次予防に関して、でございます。がんの早期発見、がん検診の充実について受診率向上対策、がん検診の制度管理の実施、それについての手法について現在までの流れと、その工夫はないのかどうか、その点についてもお聞きしたいと存じます。3つ目には、がんと診断された時からの緩和ケアの推進、さらには就労支援についても、美深町としての対応はどのように今考えておられるのか伺うものであります。4つ目には、がん教育、がんに関する知識の普及啓発について。これについては、この計画書の中では学校教育の中でという項目が1個ございますので、教育長にその所見を伺うものであります。最後5つ目は、除草剤散布による、がん発生因子の有無。または安全性についての見解が今、国内外二分されている現状だと思っておりますが、現在、美深町の町有施設や学校での、それら除草剤の散布の実状、そしてまた二分された見解についての町としての見解について町長と学校を管理しておられる教育長に伺うものであります。以上であります。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 私と教育長に質問でありますけれども、先に私の方から総括的なこともありますのでご答弁申し上げたいと思っております。まず1つ目の北海道がん対策推進計画への見解についてというご質問を頂いているわけであります。ご案内のように北海道では死因の第1位が、がんであることから、道民の生命と健康に重大な脅威であるというこういう捉え方をされておまして、北海道がん対策推進計画は策定をされております。この北海道がん対策推進計画では、ご案内のように平成30年度から35年の6年間の計画でありまして、その中にはご質問でされておりますので北海道がん推進計画の概要等について抑えておられると思いますけれども、私からあえて章だだけご報告を申し上げておきたいと思っております。1章では計画策定の趣旨、今、言いました30年度から35年の6年間とするということです。第2章としては、基本方針と全体目標を道が定めております。基本方針は別でありますけれども、全体目標については科学的根拠であるとか、がん予防の検診の充実だとか、こういうことを思って、そしてがん患者の医療の充実だとか、さらには尊厳をもって社会を暮らしていける方々の構築を図って参りたいというように。また3章では、分野別施策と個別目標、このように定めておまして、先程申しました、がんの一次予防、そしてがんの二次予防、がん患者撲滅の実現に向けての施策が掲げておるわけであります。そして第4章では、推進の計画、推進計画の手立てだとか推進計

画の体制、これは道なり、市町村なり、保健衛生医療福祉関係者、教育関係者さらには事業従事者等々と一体となって取り進めるのだということも道の計画の中では謳いこんでおるわけであります。推進体制の然りであります。そういうことも受けまして、我々科学的と言いますか、そういう根拠に基づくがん予防対策がん検診の充実、患者本位のがん医療の実現、尊厳をもって暮らせる社会の構築。こういうことを目標にして、道と一体となりながら3つの全体目標をさらに道民および市町村などと一体となって、がんを負けない社会を目指すのだということを目指しておるわけであります。具体的に町のがん対策としまして、国、道、保健医療、福祉関係者、事業者等の関係機関と連携を図り、市町村としての役割を推進してくれると考えているところであります。見解は、一緒になって進めて行かなければならないということでございます。そこで、ご質問の分野別個別目標等でありまますけれども、がんの一次予防では、がんの原因であるたばこの対策であるとか生活習慣、感染症対策について計画されているわけであります。本町のたばこ対策については、禁煙リーフレットの配布であるとか、ポスターの掲示であるとか、特定保健指導だとか、健康教育などにより住民の意識向上に向けた周知啓発を一体となって進めているわけでございます。道内の喫煙率、これは全国に比べて若干高い数字にあるということを知っておりまして、喫煙率の減少を目指していかなければならない、更なる周知啓発を推進して参らなければならぬという考えであります。生活習慣病の予防では、食事であるとか、飲酒であるとか、運動などの改善が挙げられますけれども、本町が独自に実施している20代、30代からの基本検診、特定検診、特定保健指導を通じて、がんにもがん予防にも繋げて参りたいと思っているわけであります。感染予防対策は、胃がん、子宮がん、肝臓がんなど感染症が原因によるものもありますけれども、これらについては国の方針に基づいて、予防接種であるとか検査など、これを適切に実施して参らなければならぬ。感染等がん発症との関係など正しい知識の復旧に取り組んでいかなければならないというように考えているわけであります。次に、2次予防の関係でありますけれども、がんの早期発見、がん検診充実への取り組みとなっております。まず、がん検診の実施回数といたしましては、休日の実施だとか早朝の受付、あるいは集団検診、特別検診を組み合わせるなど、少しでも受診しやすい体制を考えていかなければならないと思っております。検診の自己負担に関する助成はもとより、無料クーポン事業について国が助成を終えた以降も町単独で継続している状況については、ご理解を頂いているのではないかと考えております。次に、がん検診受診の受診率の向上対策でありますけれども、広報さらに回覧、防災情報端末や地域担当員による周知の他、健康教育であるとか健康相談、また成人式においても自分の体を守るがん検診受診について周知しているところでございます。また職域によっては、がん

検診の助成がない職域もありますので、町のがん検診を上手く利用することにより広報、回覧等で上手く利用できますように広報、回覧等で周知しているところでございます。これらを通じながら、がん検診の受診率向上を目指しているものであります。次に、がん検診の制度、管理でありますけれども、国や道から示されている指針に則りながら検診内容の制度、管理に努めております。町の検診を受けた方で精密検査が必要な方に対する丁寧な受診勧奨に努め、今後さらに精密検査の受診率向上を図って参ります。がんと診断された時からの緩和ケアの推進と就労支援についてであります。緩和ケアの推進については国が指定するがん診療連携拠点病院等が中心となって実施するものでありますけれども、拠点病院のない二次医療圏では、北海道が、北海道がん診療連携指定病院を指定しております。したがって、上川北部では名寄市立病院が指定されており、がん患者や家族を対象としたサロンや緩和ケアの情報を周知するなど連携しておりますので、連携した情報を提供しております。また就労対策は、就労支援ですけれども、職域も含めてがん患者の働く環境を整えていかなければならない。多くの問題があるわけでありまして、町と致しましてもハローワークや指定病院などの関係機関との連携協力を図っていかねばならないと考えております。最後に、除草剤散布の町有施設や学校使用での状況についてご質問もございまして、ご質問の除草剤と、がん発生の因果関係については一部の製品に発がん性の危険性があるとの外国の研究報告もあるようでありまして、国内においては、具体的に指摘や規制がなされる状況にないと理解しておるわけでありまして、ただ、公共施設の管理等については、基本的に草刈りで対応するようにしておりますけれども、一部除草剤の使用は非常に限定的でありますけれども使っているのは事実であります。なお、使用せざるを得ない場合は飛散を原因とする住民の健康被害が生じることのないよう使用する場所の他、天候や時間帯に配慮していかねばならないと思っております。配慮しているということでございまして、以上、概括的には私の方からご説明を申し上げます。具体的には教育の部分については、教育長から。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 岩崎議員の方から、がん撲滅の取り組みに関わって2つのご質問をいただいた状況でございます。先程、町長の方からお話ありましたが、がんが現在死亡原因の第1位となっているという状況であります。その予防ということを考える時に、やはりがんに対する教育は大事なことであるという認識をもっているところでございます。現状では、小学校・中学校の保健の授業におきまして、健康管理の中でがんに触れており、不適切な食事ですとかお酒、運動など生活習慣の大切さという形で教育を行っているところでございます。昨年、告示されました次期学習指導要領におきましては、特に中学校に

において他の疾病と同様に、がんがしっかりと位置づけをされ、系統的に指導されるよう示されており、これに基づき指導される形になっていきます。次に、教育関係施設での除草剤の使用状況でありますけれども、学校及び社会教育施設では、原則使用しないという形をとっておりますが、ただ本年、春先の天候の関係から美深中学校では通常行っている除草作業が行えなかったことから、運動会に向けての準備でありますけれども、やむを得ずグラウンドのトラック内での除草剤散布をしている状況であります。また、体育施設につきましては、指定管理者により管理をしておりますけれども、年に1回ないし2回の除草剤使用となっているところでございます。先程、町長の方からもありましたけれども、その使用にあっては人の出入り等を十分に注意しながら使用いただいている状況であるというところでございます。

○議長（南 和博君） 岩崎議員。

○7番（岩崎泰好君） まずは、今ここにある北海道がん対策推進計画そのものが今期第3期目を迎えたということが1つの要です。1期目、2期目それぞれ道における条例の制定の動きですとか国の動きの中でがん対策推進計画が推進されてきました。PDCAに基づいた検証もここで行ってきたのですが、しかし、現実としては、やはり計画1期、2期、今3期をこれから始まろうとしているのですが、中々1つの設定目標については遠い目標値であるという、やはりそういう指摘が2期の終わりの中でも報告されています。今、3期に望んで町長が従来今日まで進めてきたこの対策についてお話を頂きました。それはそれで1つの効果があったのだらうと思いますが、しかし、この6年間の中で具体的な数字をあげると一次予防の部分で、たばこについては現在、多分道の平均は24.7%という喫煙率です。それに対して、この6年間で12%以下にするという設置目標が1つは出ています。あるいは、後でまた出てきますけれどもそのような目標値、さらには、がん検診にあたっては受診率については、50%という数値も見えてきています。そういった道の推進計画の中で市町村がそれらについて噛み砕きながら実施を進めていくにあたっては、今まで推進していった中身では決して達成し得ない数字ではないかと思いますが、それについて町長はどのようにお考えですか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 1次、2次、そして今回3次ということでありましてけれども、データに基づいて少しお話を申し上げたいと思いますけれども、道の計画目標、それぞれ胃がんであるとか、肺がんであるとか、大腸がん、子宮がん、乳がんもそうでありましてけれども、それぞれ目標といいますか、数値を大体50%に上げたいという目標があるわけでありましてけれども、全道的には胃がんで言えば、これは28年のデータでありますけれども、

8.8と非常に低い。更には肺がんについては更に低い4.なんぼですか。大腸がんについても6.3、子宮がんが若干高くて14.3、乳がんも若干高くて16.6という数字になって全国的にもそんなに高い率ではないわけであります。しかしながら、我が町は決して高いわけではありませんけれども、道の数値よりは大分良い状況があります。胃がん等についても16.4、肺がん等についても15.4、大腸がんについても大体道の倍、11.7、子宮がん乳がんについてはそれほどではありませんけれども道の数値をそれでも上回っているという状況でありまして、取り組みとして一生懸命住民も考えておられるだろうし、我が町としても努力している。目標とは少し遠いのでありますけれども、努力しているということでご理解を先ずもってしていく。ただし、それをよしとしているわけではございませんのでご理解頂きたいと思えます。

○議長（南 和博君） 岩崎議員。

○7番（岩崎泰好君） 数的に道の平均、あるいは町の平均値の数字を挙げられておられましたけれども、やはり基本的には、がんの死亡率がやはり一番の死因の要因だということを見ると、パーセンテージをあげることが非常に大事なところだということに思っています。その具体的に、今、入っていきますが、たばこが1つの健康に与える影響という形で普及啓発、たばこが健康に与える影響についての普及啓発事業も進めているところだと思いますが、これについては禁煙率12%以下にするような取り組みというのは、今後、今年度以降に進めていかなければならないという事項だということに思っています。当然、今、国でも継続審議になっておりますが、公共施設でのたばこの禁止という問題が1つ大きな課題としてあがってくる。ここ数年であがってくると思います。それらの取り組みについて現状がどのようになっているのかということと、それから具体的にこの役場庁舎の中、あるいは町が抱える公共施設の中でたばこ禁止ということについての考え方をどのように抑えておられるのかお聞きしたいと存じます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程、がんの受診率等について数字を挙げながらお話しして、若干道より高いのだと申し上げたのですが、課題というか問題として私が考えておりますことは、先程の受診の結果によって精密検査を受けなさいという指導といいますか、そういうことがあるのですが、これが道の目標が90%くらいなのですけれども、我が町は道としては60代から低いのは40代もあるのですけれども、どうも精密検査を指摘されながら受けない傾向があると。道としては90%を目標にされているようでありまして、道全体でもその傾向、そして更に課題であると思っているのは、我が町としてどうなのだと、残念ながら先程受診率は少し道より上回っているよと、ただ精密検査となると全道平均よ

り少し下がるのだと。これはやはりまだまだ努力目標として頑張っていかなければならないのではないのかなと思っております。特に胃がん、肺がん70%台でありますし、大腸がんについては60%台ですか。さらに、子宮がんについては北海道的にも43ですから低いのですが、乳がん等については大体100受けているという傾向であります。そういうことで精密検査の検診率を上げていかなければならないと思ってしております。それと後段、質問に出ておりました、たばこの関係でありますけれども、たばこが非常に問題であるということ言われて久しいわけでありまして、それぞれ行政、そして教育機関等々が協力をして今日まで来ているのですけれども、まだまだ全体的な部分がきちんとなっているのかと言ったら、そうでもない。したがって、これを何とか学校であるとか、病院であるとか、行政機関とか、1年6カ月を超えない範囲内において政令で定める日となっているようでありまして、これを徹底していかなければならないと思っております。さらには、みんなの利用する施設ですが、旅客運送業者、船舶であるとか、鉄道であるとか、こういうものについては原則禁止ではありますけれども、禁煙室も致し方ないのか。そのような状況で、まだまだ政令の部分もあるのでありますけれども、ただ、学校であるとか、病院であるとか、福祉施設であるとか、行政機関については、敷地内禁煙ということは打ち出されておりますので、これはきちんとしていく必要があると。ただ、具体的にどうしていくかということでありまして、法の適用までの期間、役場だとか、消防だとか、COM100だとか学校、その辺のことを少しまだ時間があるのでありますけれども、徹底した協議をやっていく必要があると思っております。野外でとなっても受動喫煙ということもありますので、その辺のこともありますけれども、禁煙する場所をどうやって設けるかということもありますので、地方、田舎といえども、その辺のことを踏まえながら対処していかなければならないと思っております。まだまだ職員等も、議員さんも然りかもしれませんけれども、このたばこに対する認識だとか、少し甘いものがあるのでないのかな。そのようなこともありますので、健康面に影響するよということ徹底して参りたいと思っております。禁煙対策については、より一層制度をあげていかなければならないと、具体的に制度をあげていかなければならないと思っておりますので、順次進めて参りたいと思っておりますのでご理解を頂きたいと思っております。

○議長（南 和博君） 岩崎議員。

○7番（岩崎泰好君） そこで実は、ある職員が私に話をいただいた、過去のもう何年前のことですが、ふと思い出すことがあるのですね。この町の庁舎の中には、たばこを吸うためのルームが今、ありますね。やはり、そこに喫煙される方は多分、自分の業務の中で吸いに行く時間を作るのだらうと。たばこを吸わない人にとっては、その時間は勤務時

間内なのだよね。その辺のところは、どう理解したら良いのでしょうかねというお話をちらっと職員の方からお聞きしたことをふと思い出しました。やはりこれからの問題として、ここ34年までの間に0にするという1つの目標値ですから、ここ4年間の間にやはりそれらの対応も進めていかなければいけないと思うのですが、現状のたばこルームへ通う職員の方々の時間的な勤務時間の問題だとか、その辺の関係というのは現状どのようになっているのですかね。よくわからなかったものですから。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 昔と同じで、たばこを吸う職員というのは減ってきているのは事実です。たばこを吸わなければならない人は、たまたま喫煙ルームに通う回数も何回か、1日に行く方もいるようでありますけれども、そういうどうなっていると言われたら、昔と自分の仕事 たばこを吸わないと朦朧とするのかどうかわかりませんが、息抜きするのか返って効率が上がるのか、コーヒー飲んだり何かするのと同じような感覚、特別、規制をしたり何かする今のところの考え方は持ちあわせておりません。ただ、将来としてどうなのよと言われたら、職員感情もお互いに出てくる部分もありますの、その辺は将来の課題として受け止めて参りたいと思います。

○議長（南 和博君） 岩崎議員。

○7番（岩崎泰好君） それで喫煙される方には申し訳ないが、これは個人の思考の問題ですから、そこをどうのこうのと私はここで議論したくないと思いますが、要するに1つは、中々たばこをやめられないということに対して、禁煙という形の支援の仕方といいますか、その辺のところは1つ取り入れられる環境整備が1つ必要なのではないかなと思います。今は禁煙外来とか病院によってはありますけれども、例えば厚生病院の中にそれらのことをしっかり受け皿としてやってもらうとか、何かその禁煙による受け皿というか、その辺のところも構築していく必要があるのかなと思うところですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） まだ若干時間があるようでありますので、時間というのはこの法律の施行といいますか扱いの期間が少しあるようでありますから、徐々に気を高めながら議論していかなければならないと思っております。ただ、着実に職員また町民もたばこを吸われる方が減ってきているなどというのは、残念と言ったら変な言い方になりますけれども、たばこ消費税というのも町に入ってくるわけで、それも少し落ちてきているなど。そういうことでたばこ吸われる人から言わせれば、俺はたばこ消費税を町に払っていて、ああでもないこうでもないと言われるのはおもしろくないなと言ってくれる人も有難いよう

な有難くないような。そのようなことも含めて、行政のトップとしては本当に困るわけ
ありますけれども、しかし1つの国の方針なり、がんのことだとか、そういうことを考え
ていくと非常にたばこは有害なものであるという位置づけが明確にされているような時代
でありますから、どのように、具体的に敷地の外に出していくか、敷地の中でそういう場
所をどのように設けていくか、そういうことも含めて、まだ少し時間があるようでありま
すので色々検討させてもらいたいなと思っております。

○議長（南 和博君） 岩崎議員。

○7番（岩崎泰好君） 法律上は時間があるのですが、がんの発生には時間がないの
ですね。ですから、その辺もしっかり考慮いただきたいというように思います。もう1つ
は生活習慣の改善に関して、先程町長の方からもお話がありましたが、その普及活動の推
進の状況というのは町長どのように捉えておりますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程も色々申し上げておりますけれども、うちは保健対策とい
いますか、がん対策いいますか、こういうものを積極的に取り組んで、検診もそれなりに取
り組んでいるつもりでおります。そういうことをより強化しながら進めて参りたいと思
っております。

○議長（南 和博君） 岩崎議員。

○7番（岩崎泰好君） 生活習慣の改善の部分では、1つには食生活の改善ということが
1つの大きな柱だと思っておりますが、美深町の中でもそれらの取り組みは過去からずっと
様々な取り組みをしてきていると思っておりますが、それらの活動に対して、現状の中
では補助金という形で町は対応しております。補助金を出して、それらの活動の啓発運
動に今、進めているという現状だと思っております。食生活改善協議会ですね。それ
も1つのこれらの運動の一角を占めているということだと私は認識しているのですが、
それらについて、より1つは高齢化しているという現状もありますし、昔から比
べれば会員数も相当、昔は地域で会員をそれぞれだしながら活動していたというの
が、今は本当にボランティアの手を挙げた方々による推進の状態だと思
います。しかしながら、その活動内容を垣間見ると、それは非常に予算規模の補
助金の問題にしても、もう一度見直しをしてあげる必要があるよ
うな内容ではないか、非常に活発に活動しておられるのに、補助金そのものが
中々もらえない中で四苦八苦しながら会の運営をしているというようなこと
もお聞きしておりますが、その辺の今後のこういったがん撲滅の小さな力ですが、
それらについて活動についての見直しと申しますか、補助金のあり方について
町長の見解をお聞きします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 僕の認識として、食生活改善の部分とがんのある程度包括的に言えば具体的にちょっとわからなかった部分があるのですけれども、食生活改善の動き等々について補助金も若干出ているというように認識はあるのですけれども、それらの動き等々も見ながら、今後の課題として取り組んで参らなければならないなど。ただ、生活習慣病といいますか生活習慣の食改の部分等については、日常の非常に取り組みが大事になってくるのかな。食の問題等々については、ここで色々考えてみる、家庭で考えてみるという取り組みが非常に重要になってくるのかなと思っております。我々の保健福祉の状況、さらには栄養士の状況等々も相談しながら、指導できるものは指導して参りたい、していかなければならないと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。いずれにしても後ろ向きではなくて、前向きに色々考えていく、いかなければならない。行政としては考えていかなければならないと考えております。

○議長（南 和博君） 岩崎議員。

○7番（岩崎泰好君） 次に、がん検診の充実について次にお聞きしたいと思っておりますが、1つは、先程来なかなか受診率の向上がいかないのだということ、美深は道の平均より上だというお話もありましたが、兎に角、受診率向上の対策というのは常に必要だということに思う所であります。国が進めております検診の無料クーポン事業については、町長の方から事業の継続も町単独で継続しているのだというお話も聞いて、心強く思ったところでもありますけれども、1つは受診率を上げるには、受診しやすい体制といいますか、今のがん検診のあり方ですね。その具体的な手法の中で、特に私も前から色々お話してはいますが胃がん検診におけるピロリ菌検査の手法なども非常に受診しやすい体制づくりには非常に効果があるのではないかと考えているところですが、その辺のことについて具体的な中身になります。考え方だけお聞きしたいと思っております。この後、決算もありますから、その中で具体的なもっと詳しいことは聞きたいと思っておりますが、それらの実施について基本的にどう考えておられるのかお聞きしたいと思っております。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ピロリ菌の話、以前にも議員から聞かされたなと思っておりますけれども、道の対策推進計画の中には、これらが具体的にピロリ菌と書いてないのですが、胃がんのリスクを高くするという記述はあるのですけれども、がん検診の具体的な手法としての記載がピロリ菌の部分についてはないのです。したがって、どうしていくかという部分があるのですけれども、実態調査として市町村が町民を把握していく必要があるのかなと思っております。ピロリ菌の菌陽性になる除菌治療がしたことがあるかどうかという質問といいますか把握をしている部分もあります。これが市町村も実施している市町

村、全道的でありますけれども19の市町村しかまだやっていないという状況は、まだあります。したがって、この辺のこともピロリ菌ということも含めてどうしていくかと、さらにピロリ菌というものはどういうものかということも我々含めて勉強していく必要があるなど。町内医療機関での実施可能かどうかということも、2カ所でピロリ菌の検査ができるという報告も受けておりますけれども、日常的に受けられるのかどうかということも考えていかなければならないと思っております。それと、これらを実施するピロリ菌の対策といいますか、実施可能な把握として、実施する場合については対象者だとか、これらの年齢だとか要件、さらには方法、集団にするとか、費用はどうするかとか、こういう具体的な検討等ともやっていかなければならないということでもありますので、これらは将来に向けた検討課題というように押さえさせてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（南 和博君） 岩崎議員。

○7番（岩崎泰好君） ピロリ菌に対して、1つには非常に有効であるということも、2年前になると思いますが、一般質問の時には資料を提出しながらお話をさせていただいた経緯があるというように記憶しております。今、対応する市町村の数が、まだ少ないということでしたが、これらのがん対策に対して1つの目標値をしっかりと考えるならば、他の市町村の問題ではなくて、我が町として、これは対策により先鋭的に、これら先鋭的な取り組みについて実施して行こうというというのが、1つの大きな方向性ではないかと思うのですが、その点のところ前回2年前にご提示した内容について、やはり今の答えですと未だ検討には何も進んでいないと、将来的なさらに検討に加えたいというのでは、これらのがん対策が本気でしようとしているのかということと言わざるを得なくなってしまうのですね。ですから町長は、項目は大変小さなもので申し訳ないけれども、しっかりと前へ進むのだということの具体的な表れとして、これはしっかりと検討して、検討した結果それがこれらに適用できるのかどうかも、やはりもっと早い時期に示すべきではないかと思っているのですが、改めてお聞きしたいと思います。将来的な課題なのか、今年度は無理でも来年度実施に向けての調査をするとか何かの形でアクションを起こすべきだと思いますが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、先程から申し上げております。何を優先していくかという検討は、前回、質問を頂いておりますということも先程申し上げた通りでございまして、そして今回、全道的には19カ所市町村ということも申し上げて、そして町内でもやれる実施機関もありますよということも申し上げて、これは1つの前回と今回の質問もそうであ

りますけれども何もしてないと、何も検討してないではないかと、そうではなくてこういうことはちゃんとやっていますよと、そして我々もある程度認識を持ちながら、しかし優先順位として総合的な判断をしながら保健、医療そしてがん対策としてどうなのだということを判断しながら行政としては進めているので、その決めつけで何もやってないではないかという決めつけだけはやめてほしいなとお願いをしておきたいと思います。

○議長（南 和博君） 岩崎議員。

○7番（岩崎泰好君） 是非、優先順位の順番の上の方に捉えて頂いて、更にはがん対策について推進を進めて頂きたいと思うところでありますが、次には、緩和ケアの現状と課題ということでございまして、1つは先程、名寄市立総合病院が1つの指定病院になっているというようなご答弁を頂きました。1つは病院の問題となかなか私も本当に素人で中身はわかりません。ですからここはそれぞれ病院におまかせするということですが、在宅による緩和ケアの問題、というのはやはり私たち市町村がやはりしっかりと考えていかなければいけない、これからの問題だというように思っています。やはり抱える家族の問題ですとか、仕事上の問題、就労の関係の問題だとか色々それぞれの取り組みが違ってくると思いますが、その辺の取り組みについて、現状とそれから今後について、町長の考えがお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） これまた非常に難しいご質問をいただいたと思っております。がんの、僕もよくわからないのですけれども、難易度というか、ステージというか、1から5くらいまであるようでありまして、その進み具合、そしてがんの種類もあるようでありまして、そしてその程度といえますか、それがどういうケアを必要なのだと。生活習慣病として、また家族なり、病院なりのケアの仕方なり、支援の仕方をどうするかと非常に難しい問題。あまり専門的な人間ではありませんので、きちんとしたことを言えないのですけれども、そういうことも含めて、一般論として努力していかないとならないと。ただ専門的ではありませんので、ここはと言われたら。それと非常に個人的な問題もありまして、ケアしていける限界といえますか、そういうものも非常に含んでいるのだということもご理解をいただいております。1番いいのは、ああしろこうしろといって指導で足りるのか足りないのか、その問題は費用負担の問題だともあると思っておりますけれども、がんを実質かかった方が先程の精密検査ではありませんけれども100%相談に来ないといえますか、来ても充分回答できる体制になっていないのかもしれないけれども、そういうことも含めて、やはり色々専門病院ではありませんので、若干の保健指導的な話はあると思っておりますけれども、中々ケアをどうしていくかということまで、1町村でありま

すので、やれる範囲が非常に決まっている。国なり、道なりが1つの方法を確立してもらえば、それに基づいて科学的に相当やれるのかな。そして支援のあり方も変わってくるのかなと思いますけれども、非常に命の問題でありますから、大事にしながら取り組みたいと思っはいますけど、非常に難しい考えもあるのだということをご理解いただきたいと思ひます。

○議長（南 和博君） 岩崎議員。

○7番（岩崎泰好君） 道の対策推進計画の中には、在宅における緩和ケアについては、在宅や施設等において、がん患者が適切な緩和ケアが受けられるよう在宅医療支援診療所や保険薬局、訪問看護ステーション、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所などに対する緩和ケアの知識の普及を図り、地域における連携体制の構築や在宅医療、介護の提供体制の充実に向けた施策を推進しますというようになっているのですね。いわゆる病院での緩和ケアは別に、在宅での緩和ケアですから、我が町としては、ここの訪問看護ステーションあるいは訪問介護事業所、あるいは居宅介護支援事業所などとの関りがこれからは出てくるというように思っているのですね。あるいは在宅医療支援診療所として今の厚生病院に、それらの資格を取得するなり手を挙げてもらうような形も今後の問題としてはあり得るのかなと思うところなのです。やはりこの辺のところをしっかりと取り組みをしていかなければ、1つは大きな意味で、まずはがんにならないこと、がんになっても早期発見して、命に関わらないような、そういう対処を病院でしてもらおう。あるいは、がんになってしまった人たちについても、こういった形の支援体制というのは、しっかりとこれから進めていかなければいけないというようない計画概要になっています。それらについて、やっぱりこの我が町としても、それらの取り組みを進めるべきだというように思いますが、その点について今一度お聞きしたいと思ひますが。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 言われることはわかるつもりでおります。ただ、そういうことを言いながら、そして計画の中に盛り込みながら啓蒙活動をしているということも理解をしているつもりで、具体的にどう裏付けをもってどういう施設に具体的にどうだという指導なり連携ということは非常にまだまだ足りない部分があるなど。こちらから注文をつけなければいけない部分もあるのでしょうかけれども、まだまだ足りない。専門家の動き等々についてもまだまだ足りない部分があると。しかし、今、議員がおっしゃられる部分の方向性については理解をしているつもりでありますけれども、中々進んでばちっという答えを出すような進み方にはなっていないのだということもご理解をいただきたいと思ひております。そして、ましてや厚生病院云々の話まで出てきましたけれども、そう簡単なこと

ではないのだと。医療機関そして在宅ケアの支援だとかケアだとか、こういうことについても、言葉としてはわかるわけであるわけでありますけれども、現実的な施策対策とするのだとなれば、そう簡単に中々行政が太鼓を叩けば全部響いて住民が満足できるようながん対策、医療対策になるのかと考えられれば、非常に難しい問題があるのだということをご理解頂きたいと思います。ご質問は結構なのですけれども中々非常に難しい問題が絡んでいるのだということについてご理解を頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 岩崎議員。

○7番（岩崎泰好君） 難しいことは100も承知で質問しているのですよ。難しいけど、でもそこを踏み出すのが首長の役割だというように私は思っています。それはやはり難しい、難しいだけでは物事が解決しないのですよ。そこをしっかりと押さえて頂きたいと思います。がん教育について教育長に伺いたいと思いますが、先程来、中学校の学習指導要綱の改定等もありました。しっかりと明記をされたということ、あるいは小学校の体育の学習指導要綱の内容の見直しもされて、やはりしっかりと教育の段階から、たばこの喫煙の問題も含めて、がん教育の重要性というのは増してくると思いますが、現状の中では、どの程度の頻度でそれらの教育の実態にあるのかということと、道の推進計画の中では、外部講習の活用や医師による出前講座など、どんどん推進して頂きたいというような1項目も書いておられます。それらについて所見を伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 難しい問題であるから、先頭をきってやれというお話に聞こえてきたのですけれども、それはそれとしてわかるわけですが、物事はそう簡単にいかないのだということもご理解をいただいております。言われることはわからないわけではないのですが、冒頭に別なところでご挨拶を形でしたように、物事に一朝一夕にはいかないのだということも、何でも受けますけれども、そんな簡単にいかないのだということもご理解頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、学校におけるがん教育ということでの質問を頂きました。現状、小学校では保健の授業の中で、年間で病気の予防という形で、5時間ごとの時間が設定されています。その中で、1つとして、がんについて触れられている。そして、その生活習慣そういったものが大切であるということが指導されているという状況です。それから中学校では同じく保健の授業ですけれども、健康な生活と病気の予防という形で、年間19時間の時間が設定されています。同じように生活習慣ですとか、それから喫煙の場合、それから飲酒の該当健康だとか、そういったことを中心に健康という形の中で、がん

について触れられているという状況でございます。今、後段の部分ですけれども、専門家等の部分については、現状の中では行われていないという状況ございまして、今後の中でどうしていくかというのは今後のこれからの課題という形になるかと思えます。

○議長（南 和博君） 岩崎議員。

○7番（岩崎泰好君） 実際に今、小・中学校の学校の授業の中で実施をされているということをお聞きいたしました。只今、道もこの推進計画の中で、1つ心配しているのは現実問題として、やはりがんになっておられる方の親御さんにも、もっておられる方もやはり中にはいると色々なその言葉1つ1つの表現の仕方がなかなか難しいところがあって、専門的な知見を持っておられる方々にしっかり授業体制を組んでいくべきというような一文も書かれているところでありますが、それらについては今は多分、今のお話では今の学校の先生による授業の中身だというように思いますが、これから重要であるということを見ると、その辺のところもこれから十分に検討される必要があると思えますが、改めて所見をお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 言われる通り、子供達の中に、実際にかんで悩んでいる子供達もいらっしゃるでしょうし、それからご家族の中でそういった形でいらっしゃるということもあります。がん教育の中でもやはりそういったものに配慮して、子供達ですとか、おかれている環境等も注意をしながら扱って頂きたいという形が言われております。ただ、専門家の方々が来られて、ではそれが即子供達の部分でいいのかどうなのか。やはり専門家は専門家の分野と、それから教育は教育の分野があるという部分がありまして、そこら辺の連携が必要だということは言われているようでございます。

○議長（南 和博君） 岩崎議員。

○7番（岩崎泰好君） それでは、最後の5番目の除草剤散布によるがん発生因子の有無、安全性についての点について改めてお聞きしたいと思います。先程来、町有施設あるいは学校での使用については基本的には草刈りで対応であるということ、そして一部やむを得ず使用しているという現実もあるというお話でございました。見解については後程あれしますけれども、元農林水産大臣でありました山田正彦さん、今、弁護士ですけれども、その方が書いている文章を是非朗読させて頂いて、今、その除草剤散布による危険性というものについての1つのこれは考え方といいますか、現状についてお話をしながらこの問題をお聞きしたいと思います。子供をもつ親にとって極めて大事な話です。最後まで読んでシェアや拡散していただけないでしょうか。最近、カルフォルニアで校庭整備をしていた男性が末期がんになったのは、除草剤主成分グリホサートを20回から30回散布したた

めだとして、その製造会社を訴えました。山田さんの文章には具体的な名称とか会社名とかが載っているのですが、議会ですからそれはちょっと控えます。裁判所はその患者の訴えを認めて、何と会社に320億円の賠償金の支払いを命じたのです。米国では同様な訴訟が5,000件ほど起こされており、このニュースは、英国のガーデン紙、ワシントンポスト、ニューヨークタイムズ等、各国のメディアは大々的に報道しました。ところが日本だけは、何故かこのことはほとんど報道されませんでした。週刊女性自身が9月4日号で、がん発症リスクの除草剤が日本では野放しにされていると掲載をしました。このビッグニュースで世界は動き出しました。オランダがその除草剤の使用を禁止、近くブラジルでも主成分グリホサートを含む製品の使用を禁止する予定。EUでは、フランス、イタリア、ドイツでは3年後にはグリホサートの使用を禁止すると発表しております。ところが日本は逆方向で昨年12月25日にこっそりとグリホサートの残留濃度の安全基準を作物によっては400倍に緩和しました。そしてグリホサートを生産している某会社は、国産大豆の収穫前にその除草剤を散布すれば乾燥の手間がかからないと宣伝をし始めています。小麦が心配です。グリホサートの残留基準が6倍に緩和されたのです。これまでは米国でも、小麦は人間が食べるものだからと遺伝子組み換えでは栽培されませんでした。現在収穫前にその除草剤が盛んに撒かれています。オーストラリア、カナダなどでもそのようございまして、私たちが食べている輸入の小麦で作られるパンなど小麦粉製品が心配です。厚生労働省では、統計では日本の妊婦に一番蓄積をされているというように報告がされていると。グリホサートは国連のWHO下部機関国際がん研究機関では、動物実験では、たばこに次いでがん発生のリスクが高いとして報告を出しています。更に、胃腸疾患、糖尿、うつ病、自閉症、発達障害児の原因だともされておりまして、海外では、かなりの数の研究論文がございまして。ところが日本では厚生省をはじめ、安心・安全で何の心配もいらないよというような見解であるというようなそれぞれの2つの見解を述べているところですが、やはり非常に世界各国がこれらの今ある除草剤について一定程度の見解の中で品種を出しているというような状況で、これらについて町としてもそれらの対応をしっかりとこれからとるべきだと思いますが、それぞれ町の施設を持っているところを一部使用ではなくて全面使用を禁止するとか、そういう形をこれからやはりとるべきだと思います。ところが、それぞれ町長には町有施設を抱えており、教育長には学校施設を抱えているところですから、それらについて見解を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程も冒頭答弁したつもりでありますけれども、除草剤、避けられるものは避けていきたいというように基本的には抑えております。ただ、どうしても避

けられない場合があるのかなというものについては、色々配慮しながらやらないといけない。そういうことに思っております。国内の状況、さらには国外の状況等々のお話も今聞かせて頂いたところでありますけれども、その辺のこともあるわけでありまして、どうもその国内の状況といいますか、メーカーのこともあるのかもしませんが、どうも国の動きだとかそういうものが非常に気になっているような状況で、末端の行政としては、その辺のことも考えながら、あまりアクションを簡単に起こすということにもならないのかなと、こう思っておりますので、今、言ったような答弁でご理解を頂きたいと思えます。

○議長（南 和博君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 学校並びに教育機関の使用状況について先程申し上げた通りでございます。原則は、やはりできるだけ使用しないということをしかりと考えていかなければならないのかなというように思っているわけですが、ただ、先程申し上げた通り、体育施設については、やはり芝の管理だとか色々なことを考えた時に、どうしても一部には使わざるを得ない部分があるということで、色々な周りの状況等をしっかりと判断をし、そして人に害の及ぶ危険を最大限に回避していくと。それから今言われた、その危険性の分についても見てみると、ほとんどがそれを使われていないという状況のようですけれども、そういったことも十分注意深く見ながら扱っていく必要があるかなと思っております。

○議長（南 和博君） 岩崎議員。

○7番（岩崎泰好君） これは除草剤にも色々種類がございまして、やはり今はメーカー名、製品名を私は言いませんでしたが、この製品について含むその製品の主たるものの内容についてしっかり禁止をしている市町村も全国に沢山あります。他の除草剤もやむを得ず使う場合にも、他の除草剤もやはり吟味をして使うということも大事な部分になるのかなというように思うところがございますから、その辺のことについて町長の方から一言答弁を頂いて、私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 僕に言われてもちょっと困るのですけれども、一番いいのは、国なり何かでメーカー含めて売らないよというように打ち出してくれば有難いと思うのですが、僕自身もどうも手っ取り早いから、ちょっと除草剤を撒いてみようかなとか草刈りが大変だからそのようなこともたまにはやるときもあるのですけれども、本当に色々なことがあるものですから気を付けて参りたいと思っております。

○7番（岩崎泰好君） 終わります。

○議長（南 和博君） 岩崎議員の質問は以上で終わります。以上で一般質問を終わります。

す。暫時休憩します。再開は概ね13時30分といたします。

休憩 午後0時17分

再開 午後0時29分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。

◎日程第8 議案第42号乃至議案第45号の提案説明

○議長（南 和博君） 日程第8 議案第42号 平成30年度美深町一般会計補正予算（第4号）乃至議案第45号 平成30年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第42号から議案第45号まで提出しております一般会計及び3特別会計の補正予算につきまして一括して提案説明を申し上げます。はじめに議案第42号 平成30年度美深町一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。主に事業量の増減に伴う整理や施設の修繕などについて補正する他、総務費では法人町民税の予定納税にかかる還付金や障害者自立支援給付費等の平成29年度実績確定に伴う交付金の返還金の追加であります。町有の建物の貸付金契約終了等に伴って老朽化した建物の解体費を追加いたします。民生費では冬期間の低所得者の生活の安定を図るためのぬくもり助成事業の実施に係る経費の他、国民年金制度の変更に対するためのシステム改修や子ども・子育て支援事業計画の策定業務に係る委託料を追加します。衛生費では本年度、条例を整備した開業医誘致制度を周知するための公告掲載経費の追加であります。農林産業費では、国道275号線の二股橋に添架している玉川水道の水道保護管破損に伴う修繕経費や新規就農予定者の受け入れ増に伴う補助金の追加であります。土木費では東2号沢川の砂防ダム設置に係る測量業務経費の追加であります。教育費ではスキー場圧雪車の連結部損傷の修繕費追加などについて予算措置するものであります。次に歳入でありますけれども追加補正に係る財源につきましては、国庫補助金などの特定財源や先般いただいた寄附金を追加し、不足する財源については前年度繰越金を充てております。なお、歳入・歳出予算の補正と合わせて地方債を3件、過疎債・臨時財政対策債を補正いたしますのでご理解を賜りますようお願いいたします。以上によりまして一般会計の補正額は歳入・歳出それぞれ3,397万9千円を増額して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ52

億6,394万9千円となるものであります。次の議案第43号 平成30年度美深町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。今回の補正につきましては国民健康保険被保険者加入の出生児数の増加にともない、出産育児一時金を追加する他、退職被保険者に係る療養給付費交付金の前年度精算分に伴う返還金などを予算措置するものであります。歳入につきましては、前年度繰越金の他、保険給付費交付金を充てるものであります。以上によりまして国民健康保険特別会計補正額は歳入・歳出それぞれ143万5千円を追加して補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ5億8,689万8千円となるものであります。次に議案第44号 平成30年度美深町介護保険特別会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳出では保険給付費内で所要の増減補正を行うと共に平成29年度決算剰余金の介護給付費準備基金への積立、さらに平成29年度実績により超過となった国・道負担金等の返還金を追加するものであります。歳入につきましては前年度繰越金を充当するものであります。これによりまして、介護保険特別会計補正額は歳入・歳出それぞれ1,072万8千円を追加して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ5億5,692万5千円となるものでございます。最後に議案第45号 平成30年度美深町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。今回の補正につきましては歳出では、消費税および地方消費税確定に伴う不足金の追加をするものであります。歳入では一般会計繰入金の追加調整をいたします。以上によりまして下水道事業特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ96万6千円を増額し、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ2億8,066万6千円となるものであります。以上、一般会計及び3特別会計補正予算の提案説明と致します。よろしくご審議いただき原案決定くださいますようお願い申し上げます。以上であります。なお、訂正があります。一般会計補正額でありますけれども、誤って52億6,394万9千円と申しあげましたけれども正しくは52億6,394万4千円でありますので訂正いたします。

○議長(南 和博君) 草野総務課長。

○総務課長(草野孝治君) それでは議案1ページ、議案第42号についてご説明申し上げます。平成30年度美深町一般会計補正予算(第4号)。平成30年度美深町一般会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長(南 和博君) 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長(渡辺美由紀君) 別冊配布の議案第43号の説明をさせていただきます。議案第43号 平成30年度美深町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。平成30

年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 望月保健福祉課長。

○保健福祉課長（望月清貴君） 別冊配布の議案第44号の説明を申し上げます。議案第44号 平成30年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）。平成30年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 議案第45号の説明をいたします。議案第45号 平成30年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。平成30年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 以上で、議案第42号 平成30年度美深町一般会計補正予算（第4号）乃至議案第45号 平成30年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

◎日程第9 認定第1号 乃至認定第7号

○議長（南 和博君） 次、日程第9 認定第1号 平成29年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 平成29年度各会計の決算審査をお願いするわけでありましてけれども認定第1号から認定7号までに全7会計の決算状況を先ずもって説明を申し上げます。一般会計の決算について若干申し上げます。平成29年度チョウザメ産業の振興に向けた各施設整備の実施や美深高校下宿確保対策を実施したことなどにより、歳入で5,944万3千円1.1%、歳出で1億1,941万円2.4%でありますけれども、前年度を上回るそれぞれ決算規模となったところでございます。歳入では町税が前年比で2.8%増加、収納率で0.2%向上したものの臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税が2.3%減少しております。地方債についてはチョウザメ飼育研究施設建設に伴う借り入れなどが増え、町債残高も増加しております。基金については公共施設整備基金への積立などによって年度末残高が増加している状況にあります。こうした財政運営によりまして、実質収支は3億3,989万6,981円の黒字となりました。この決算剰余金については、平成3

0年度に全額を繰越し、公共施設整備基金に積み立てを行ったところであります。財政指数については経済経常収支比率、公債費負担比率は若干上昇しております。実質公債費率は前年度から減少しておりますけれども長期的な動きとしては良好な方向に向かっているところであり、引き続き健全財政の運営に努めて参りたいと考えております。次に認定第2号 平成29年度国民健康保険特別会計決算につきましては、加入被保険者数が引き続き減少傾向にありまして、前年度と比較して5.5%減少し、国保税については3.1%の減となっております。保険給付費につきましては、1人当たり医療費が昨年に続き増加傾向にあり、平成29年度も前年度同様に高額医療費が増加しておりますが、共同事業拠出金が減少したため、国保会計歳出総体で1.6%減少しております。これによりまして、歳入総額6億5,441万8,469円、歳出総額6億3,980万1,233円、差引1,461万7,236円の黒字となっております。この内740万円を基金に編入し、721万7,236円を翌年度繰越しとしたところであります。なお、国保財政調整基金の年度末現在高は451万2,199円増加しておりまして、1億2,752万3,028円となっております。次に認定第3号 平成29年度後期高齢者医療保険特別会計決算につきましては、加入被保険者が前年度より15人、1.4%減少しましたが、後期高齢者医療保険料については増加しております。決算額は歳入・歳出ともに7,451万2,999円となっております。次に認定第4号 平成29年度介護保険特別会計決算について申し上げます。平成29年度の要介護・要支援認定者数は、前年度と比較して4.4%減少し、保険給付費については前年度と比較して0.9%の減少で、ほぼ前年並みとなったところであります。平成29年度の決算額は、歳入総額は5億2,950万1,845円、歳出総額は5億1,877万4,516円、差引1,072万7,329円これを翌年度繰越しをしたところであります。なお、介護給付費準備基金の年度末現在高は6,187万5,302円となっております。次に認定第5号 平成29年度 北部簡易水道事業特別会計決算につきましては、水道使用料の内、農業用が7.4%減少したことにより前年度と比較して6.8%減少いたしました。決算額は歳入・歳出ともに2,158万8,836円となっておりますが、水道使用料など事業収入を充ててもなお不足する財源につきましては、一般会計繰入金で措置しているため、歳入・歳出同額の決算となるものでございます。次に認定第6号 平成29年度下水道事業特別会計決算につきましては、今年度は下水道施設の長寿命化を目的とした更新工事や管渠長寿命化計画策定業務委託等を実施した他、個別排水処理事業につきましては、経年劣化に伴う設備の修繕等を行ってきたところであります。決算額は歳入・歳出ともに3億1,452万8,278円となりますが、これは歳入の不足額を一般会計から繰り入れているため、歳入・歳出同額の決算となるものでござい

す。最後に認定7号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計決算の概要について申し上げます。住民の快適は生活に直結している水道事業につきましては、安全な水を安定的に供給するために水量の確保と水源保全に留意しながら事業の経営効率化に努めて参りました。財政面では収益的収支で1,986万3,914円の純利益が生じたところであります。また資本的収支につきましては、2,949万3,801円の不足が生じましたけれども内部保留資金等をもって補填をしております。この結果、翌年度繰越現金は3億893万3,102円となったところでございます。以上、平成29年度美深町一般会計、特別会計及び中央簡易水道事業会計の決算概要についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき認定くださいますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で認定第1号 平成29年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定についての説明を終了します。これから認定第1号から認定第7号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 別段質疑がなければ質疑を終わります。お諮りします。本件については議長及び8番諸岡議員を除く8人の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって本件については8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。お諮りします。只今設置されました、決算審査特別委員会の委員の選任は委員会条例第6条第1項の規定により議席番号1番小口議員から議席番号7番岩崎議員及び議席番号9番齊藤議員までの8人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって決算審査特別委員会の委員は、小口議員、長岐委員、和田議員、中野議員、荒川議員、藤原議員、岩崎議員、齊藤議員の8人に決定しました。暫時休憩します。再開は概ね2時30分とします。議長から委員会条例第8条の規定により決算審査特別委員会を召集します。正副委員長の互選及び決算審査の日程の決定をお願いします。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時35分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。諸般の報告を事務局長より行われます。羽野局長。

○事務局長（羽野保則君） 休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、正副委員長の互選並びに決算審査の日程を決定し、その結果が議長に報告されました。委員長に齊藤委員、副委員長に長岐委員が就任しております。決算審査特別委員会の日程は9月12日、13日の2日間と決定いたしました。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第10 意見書案第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書案

○議長（南 和博君） 次、日程第10 意見書案第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書案を議題とします。

本件の提出者は小口議員、賛成者は中野議員、和田議員、齊藤議員、岩崎議員、長岐議員、諸岡議員、荒川議員です。提出者の小口議員から本件の趣旨についてご説明をいただきます。

1番 小口議員。

○1番（小口英治君） 意見書案第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書案の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により下記の通り意見書を提出する。提出者、わたくし小口、賛成者、中野、和田、齊藤、岩崎、長岐、諸岡、荒川、各議員です。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣です。意見書の要旨は意見書案の朗読に代えさせていただきます。核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書案。米国は73年前の8月6日に広島に、その3日後の9日には長崎に原爆を投下しました。昨年7月には「核兵器禁止条約」が国連に加盟する193ヵ国のうち3分の2にあたる122ヵ国の賛成で採択されました。被爆者とともに条約実現に貢献した核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）にはノーベル平和賞が授与されました。核兵器禁止条約は、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」さらに、その「使用」と「使用すると威嚇」も禁止し、条約締約国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理のもとにあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止しています。日本国民のおよそ9割が戦争を知らない世代となり、早期の署名・批准を願う被爆者の方々の平均年齢も82歳を超え、残された時間も少なく、悲惨な体験を後世に伝える語り部も減少しています。戦争のない平和な世界の実現は国民恒久の願いです。唯一被爆国である日本は、核兵器のない世界を望む国内外の世論と核廃絶の世界の流れを積極的に主導すべきも

のです。よって日本政府に対し、核兵器禁止条約に早急に署名し、批准されるよう強く求めるとともにそれまでの期間は、オブザーバーとして締結国会議及び検討会議に参加するよう強く求めます。

以上で意見書案の要旨ですが、文言等で賛成議員の皆様にはご協力頂きましたことを改めてお礼申し上げます。何卒ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第1号について質疑を行います。

6番 藤原議員。

○6番（藤原芳幸君） 只今説明のあった通り、核なき世界というものは人類共通の願いであります。私もそう思います。日本は核の悲惨さを知る世界唯一の被爆国であり、戦後国際社会で一貫して核廃絶を主張してきています。1970年には核拡散防止条約に参加し、核を作らない、保有しない、持ち込ませない、の非核三原則を国際社会に宣言もしています。また2009年4月には当時の中曽根外務大臣が核軍縮に向けたゼロへの条件、要するに核をゼロにするための条件として世界的軍縮のための11の指標、これを国際会議で演説するなど日本政府は核保有国に対しても核軍縮に向けた取り組みを継続して行ってきました。今回早急に批准すべきとする条約は保有国が参加せず、核を持つ国と持たざる国を分担することとなり、核軍縮の実行性を疑問視する見解も多く聞かれます。私は、日本政府はこれまで通り、核保有国を巻き込んで核軍縮を目指すことで努力すべきと考えますが、今あえてこの条約に批准することが日本にとってどういう行為で意味のあるものになるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 1番 小口議員。

○1番（小口英治君） 今のご意見は私も理解するところです。これに関しては憲法9条から簡単ではありますがご説明する必要があると思います。少し長くなりますが、時系列でもってご説明したいと思います。1945年 連合国が国連憲章に調印。ポツダム宣言降伏文書署名。その翌年1944年 マッカーサーが日本政府に憲法草案を提示。その翌年日本国憲法が施行されました。昭和22年 これが平和憲法の今問題になっている点ですが、第9条 武力による威嚇または威嚇の行使は永久にこれを放棄するというように決議しております。1956年 日本は国際連合80番目に加入しております。その中の第2条 国際関係において武力により威嚇または行使をいかなる国の領土保全または政治的独立に対するもの、また国際的連合の目的と両立しないいかなる方法も慎まなければならないというように決められております。1970年 核拡散防止条約（NPT）署名62ヵ国で発行されましたがアメリカ旧ソ連の核開発戦争による核兵器の保有数が大幅に増加

いたしました。翌1971年 非核三原則に関する衆議院決議。非核三原則を厳守し沖縄返還時に適切なる手段をもって核が沖縄に存在しないこと並びに返還後も核を持ち込まないことを明らかにする処置を取るべき。時の佐藤栄作首相は、核兵器三原則を示したことでノーベル平和賞を受賞されました。それから2009年、ノーベル平和賞を受賞されたことがありましたが、アメリカの機密文書により沖縄に核兵器が持ち込まれた事実が判明しております。1976年、核兵器不拡散条約。採択後に衆議院外務委員会において採決された決議。政府は核兵器を持たず、作らず、持ち込まずとの非核三原則が国是として確立されていることを鑑み、これを忠実に履行する。2010年、日本は核拡散防止条約(NPT)に批准しております。これは加盟国190ヵ国です。NPTの3つの柱として1つ、核保有国による核軍縮、1つ、核保有国への不拡散、1つ、原子力の平和利用があげられております。2017年、日本は23年間継続して国連総会へ核兵器の究極的廃絶に向けた決議案を提出しておりますが、これはあくまでも保有国による核軍縮と非保有国への不拡散を目指すNPT体制を前提としております。核保有国の軍縮は進んでいない。核保有国5大国に強制する規定も罰則もないNPT体制には限界があると思っています。2017年、核兵器禁止条約交渉会議において岸田外務大臣の会見が平成29年3月28日に官邸ホールでありましたが、核兵器廃絶国の参加はありませんでした。わが国の主張を満たすものではない。会議のありようは核兵器のない世界に対し、現実にひささないのみならず核兵器国と非核兵器国の対立を一層深めることになるという意味で逆効果になりかねない考えに至り、今後この交渉には参加しないということの報道があります。全方位的外交努力こそが日本の外交と資するものと考えて、意見書案の通り早期の署名と批准を求めるものであります。

○議長(南 和博君) その他、質疑はありませんか。

なければこれで質疑を終了し討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 討論なしと認めます。これから意見書案第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書案について採決します。意見書案第1号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(南 和博君) 賛成多数です。

したがって意見書案第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書案は原案の通り可決し、意見書を提出することに決定しました。

◎日程第11 報告第6号 委員会報告

○議長（南 和博君） 次、日程第11 報告第6号を議題とします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際委員長から調査の経過並びに結果についてご報告を頂きます。

総務住民常任委員長 齊藤議員。

○総務住民常任委員長（齊藤和信君） 所管事務調査報告を致します。本委員会は下記の事項について、閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定により報告を致します。雪害による町有施設の被害状況と今後の対策ということで調査項目を決め、調査内容としましては町内施設の被害状況、被害防止対策について聞き取りと現地調査を30年8月20日、当常任委員会で行いました。調査の目的といたしましては、30年2月24日時点で降雪量が観測史上2番目の177cmと非常に多かったため、町有施設に被害を及ぼした。今後このような積雪の多い年の対策等を調べるのが目的で行いました。調査の内容と致しましては、町有施設の被害状況、皆様のお手元にいておると思いますが、総務企画グループ管轄の部分で美深アイランド内4カ所、仁宇布の観光トイレ、大手の改善センター、南の改善センター、総務グループ管轄部分で職員住宅143号、14号、15号、それと保健福祉課保健福祉グループ所管でほっとプラザのところの防雪柵の倒壊というようなことで内容と致しましては、総務課、保健福祉課の担当の方から今説明のあった個所の被害状況、損害年月日、損害原因、損害額および被災状況等の写真と改修後の説明を受けたものであります。損害の主な原因は、短期間の想定以上の積雪によることで説明がありました。まとめと致しまして、まず野外ステージの屋根、軒先破損については、過去にも何回か損害を受けていますが、今回は折れた針の補修による現状復帰と軒先支柱の数を増やして補強しているが、指定管理者による管理不足によるものも大きいと思われることであります。また、木質バイオマスボイラー、建屋、屋根および外壁、管理用はしごの破損については屋根の構造上の問題があると思われるが、今後は小まめに見回り点検を行うべきであると。また、キャンプ場西側炊事棟屋根軒先破損、チョウザメ館裏口パナペットについては、管理不足によるものが大きいと思われる。今後は小まめに雪下ろしを行って頂きたい。また職員住宅3棟については、入居者が自宅のつもりで管理をすることが必要である。なお、今後入居者との契約についても詳細な決め方が必要であるとまとめております。また、ほっとプラザ・スマイルの防雪フェンスの破損については強度不足であったと思われる。今回の改修では下のアンカーボルトの数を増やし、立ち上げた支柱をコンクリートで巻くことによる補修を行ったことで今後は対応できるとのこと

であった。今回の町有施設の被害に対する保険加入状況はアイランド内施設額の50%、木質バイオマスボイラー、建屋屋根および外壁破損額については100%の保険、また仁宇布観光トイレの損害額については70%、職員住宅の損害額については50%となっている。ほっとプラザ・スマイルの防雪フェンス等については、保険加入がなかったので今後加入ができるということなので、積極的に加入すべきであると。また、破損原因については短期間の想定を超える雪害があるが、昨今の天候の返還からすると想定される状況と考えるべきで管理不足と判断せざる負えない施設が多いことから、今後指定管理者と十分協議され、必要な予算措置をし、責任を明確にすべきと調査をまとめたところであります。以上で総務住民常任委員会の所管事務調査を終了させていただきます。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） ありませんね。

続いて産業教育常任委員長 1番 小口議員。

○産業教育常任委員長（小口英治君） 所管事務調査報告、本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により報告する。記 調査事項 公営住宅の現状と課題について、調査内容 公営住宅の改修状況と入居状況、調査方法 聞き取り、現地調査、調査日 平成30年7月23日です。調査のまとめ、平成30年度6月末現在の入居状況は全260戸に対して238戸が入居しており、入居率91.5%となっている。空き室は22戸のうち21戸は西団地であり、建物の老朽化や設備関連の水準の低さ、高齢者ニーズにもかなっていない他、2階建て住宅特有の冬期間積雪等の課題が要因となっている。また、平成27年2月策定の美深町住環境整備推進計画では建替計画対象となっていることから入居者の他、団地誘導がある。各団地では年次計画により内部改修や屋根塗装、防水工事などの改修を行っている。西団地の将来に向けての考えは、順次耐用年数を迎えるため、AからD棟は木造低層住宅に建て替え、EからF棟は長寿命化型改善ゾーンとしての計画となっている。課題解消のため、住生活基本計画では「子供からお年寄りまで地域で安心して暮らす住まいの実現」・「多様な居住ニーズに対応した、良質なストックの形成」・「まちのコンパクト化や地域活性化に寄与する住まいづくり」を目標としているが子育て世代のニーズに合致していない部分も見受けられる。65歳以上親族がいる世帯数を平成22年度と平成27年度の国勢調査で見ると1,088世帯から1,068世帯で20世帯減少となっており、住宅所有関係別では、持ち家が936世帯から908世帯で28世帯の減少、公営等の借家は119世帯から133世帯で14世帯の増加となっている。市街地中心部では、空き地空き家により空洞化が顕著になっ

ている。高齢者および積雪寒冷地の公営住宅のあり方として、旭川市や東川町に例があるような1棟1戸の公営住宅建設が市街地に整備できるか検討していく必要がある。また民間事業者が建設した共同住宅を公営住宅として借り上げるなどの手法もあり、新たな公営住宅の形態として供給できないか研究すべき課題である。

以上です。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ委員長報告を終わります。

◎日程第12 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第12 休会日の決定を議題とします。

11日から13日までは、議案審査並びに決算審査特別委員会のため休会にしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。

したがって11日から13日までは休会とします。

以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。どうもご苦勞様でした。

散会 午後3時01分

平成30年第3回定例会
美深町議会会議録
第2号（平成30年9月14日）

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 認定第1号 委員会報告（平成29年度美深町一般会計決算について）
- 第 3 認定第2号 委員会報告（平成29年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について）
- 第 4 認定第3号 委員会報告（平成29年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について）
- 第 5 認定第4号 委員会報告（平成29年度美深町介護保険特別会計決算の認定について）
- 第 6 認定第5号 委員会報告（平成29年度美深町北部簡易水道事業特別会計決算の認定について）
- 第 7 認定第6号 委員会報告（平成29年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について）
- 第 8 認定第7号 委員会報告（平成29年度中央簡易水道事業会計決算の認定について）
- 第 9 議案第42号 平成30年度美深町一般会計補正予算（第4号）
- 第10 議案第43号 平成30年度美深町国民健康保険特別会計補正（第2号）
- 第11 議案第44号 平成30年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第45号 平成30年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案
- 第14 議員派遣の件
- 第15 承認第4号 閉会中の所管事務調査の申し出

◎出席議員（10名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 小口英治君 | 2番 長岐和彦君 |
| 3番 和田健君 | 4番 中野勇治君 |
| 5番 荒川賢一君 | 6番 藤原芳幸君 |
| 7番 岩崎泰好君 | 8番 諸岡勇君 |
| 9番 齊藤和信君 | 10番 南和博君 |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	草野孝治君	住民生活課長	渡辺美由紀君
保健福祉課長	望月清貴君	農務課長	川端秀司君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	政岡英司君
総務グループ主幹	小林一仙君	企画グループ主幹	中江勝規君
生活環境グループ主幹	後藤裕幸君	税務グループ主幹	山崎義典君
保健福祉グループ主幹	小野勇二君	農業グループ主幹	桜木健一君
建設林務グループ主幹	中林秀文君	水道住宅グループ主幹	南坂陽子君

◎教育委員会

教育長	石田政充君	教育次長	玉置一広君
教育グループ主幹	大堀裕康君	幼児センター長	藤原裕子君

◎農業委員会

事務局長 川端秀司君

◎監査委員事務局

代表監査委員 水本守君 事務局長 羽野保則君

◎議会事務局

事務局長 羽野保則君 事務局副主幹 服部満君

開会 午前9時59分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は10名全員出席です。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせませう。

羽野局長。

○事務局長（羽野保則君） 諸般の報告をいたします。

決算審査特別委員会が休会中の12日、13日の2日間の日程で開かれ、付託事件の審査を終了し、委員会報告書が議長宛に提出されており、本日の会議に付議しております。次に追加議案について申し上げます。議会側から意見書案1件、議員派遣1件、承認案件1件の合計3件です。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2乃至日程第8

○議長（南 和博君） 次、日程第2乃至日程第8 認定第1号 平成29年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定について一括議題とします。本件、認定第1号乃至認定第7号は決算審査特別委員会に付託しておりましたが、委員長から審査が終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果について一括してご報告を頂きます。

9番 齊藤議員。

○9番（齊藤和信君） 認定第1号乃至認定第7号について決算審査特別委員会の報告を申し上げます。平成30年度第3回定例会において本特別委員会に付託された認定第1号 平成29年度美深町一般会計認定について乃至認定第7号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定については、去る9月12日、13日の日程で町側から提出されました各会計決算書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに決算説明書、使用施策評価調書、監査委員意見書等に基づき理事者並びに職員により説明を受け審査を行いました。審査の経過等につきましては議長並びに監査委員を除く全議員で構成する特別委員会で行いましたので省略をさせていただきます。審査の結果、認定第1号乃至認定第7号については全員賛成で認定すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告は、認定第1号 平成29年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定については全員賛成で認定すべきものという報告です。決算審査特別委員会は議長及び監査委員を除く全議員で構成する委員会です。

したがって質疑討論を省略し、採決を行います。日程第2 認定第1号 平成29年度美深町一般会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。

したがって認定第1号 平成29年度美深町一般会計決算の認定については認定することに決定しました。

◎日程第3 認定第2号 委員会報告 平成29年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第3 認定第2号 平成29年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について。認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。

したがって認定第2号 平成29年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定については認定することに決定しました。

◎日程第4 認定第3 委員会報告 平成29年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第4 認定第3号 平成29年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。

したがって認定第3号 平成29年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定については認定することに決定しました。

◎日程第5 認定第4 委員会報告 平成29年度美深町介護保険特別会計決算の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 認定第4号 平成29年度美深町介護保険特別会

計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。したがって認定第4号 平成29年度美深町介護保険特別会計決算の認定については認定することに決定しました。

◎日程第6 認定第5号 委員会報告 平成29年度美深町北部簡易水道事業特別会計決算の認定について

○議長(南 和博君) 日程第6 認定第5号 平成29年度美深町北部簡易水道事業特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。

したがって認定第5号 平成29年度美深町北部簡易水道事業特別会計決算の認定については認定することに決定しました。

◎日程第7 認定第6号 委員会報告 平成29年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について

○議長(南 和博君) 次、日程第7 認定第6号 平成29年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。

したがって認定第6号 平成29年度美深町下水道事業特別会計決算の認定については認定することに決定しました。

◎日程第8 認定第7号 委員会報告 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定について

○議長(南 和博君) 次、日程第8 認定第7号 平成29年度中央簡易水道事業会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。

したがって認定第7号 平成29年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定については認定することに決定しました。

◎日程第9 議案第42号 平成30年度美深町一般会計補正予算(第4号)

○議長(南 和博君) 次、日程第9 議案第42号 平成30年度美深町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

これから議案第42号に関し、質疑を行います。

9番 齊藤議員。

○9番(齊藤和信君) まず総務費のいわゆる財産管理費の中で、今回、町有建物解体工事請負費ということで1,680万ほどなされた中で、この説明の中では4施設という中で、恩根内中学校体育館というような形も含まれて今回はあがってきているのですけれども、当初、恩根内中学校体育館が住民の皆様には誰か欲しい人がいたらというような広報の中であがったかに思われているのですけれども、この中で、その応募がないことを踏まえて今回の解体にあげたとは思っているのですけれども、当初どのような経緯で住民の方に欲しい方がおられるのかということで、あのような公募をだしたのかということがまず1点と、それとその解体費がこの1,680万のうちどのぐらいを占めているのか、この2点についてお聞かせ下さい。それと開拓120周年記念事業、いわゆる財源内訳を一般財源からその他の財源に220万ほど加えたという中で、いわゆる説明では指定寄付2件分というようなことがあったのですけれども、当初、この開拓120周年記念の中には、花火大会というような形の中にも含まれた中で花火大会も寄付等を踏まえて、花火大会の経費はどのような形になって、それであまったものも、この財源措置の振替の中に含まれているのか、その3点についてお聞かせ下さい。

○議長(南 和博君) 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹(小林一仙君) まず恩根内中学校体育館の解体の件ですけれども、建てられたのが昭和27年で相当古い建物ではありますけれども、結構やはり体育館ですので大きなサイズになっておりますし、それなりの構造材があると。外観というか外側が相当傷んでいるのですけれども、構造材そのものは年数が経っているけれども、もしかしたら活用する方がいるかもしれないということで当初予算では委託費に組みまして、利用する方に構造材を利用してもらって、あと処分をお願いしようということでのやり方を選択して進めてきました。7月の末にこうした業者の方の希望者を募集して、8月のお盆明けくらいまでに申し出をお願いしますということで回覧で募集をしていたのですけれども、ちょっとこうした希望がなかったということで、他にも直接あたったのですけれども、中々ちょっと使うのは難しいということでありましたので、この部分解体をするというように判断をしたところでありまして、この中学校にかかる解体費については717万円ほどの工事費を積算しているところです。それから寄付の財源の部分ですけれども、今回、開拓

120年記念事業の寄付金ということで指定寄付という形にしておりますけれども、この部分については説明を最初にしたようにスバルから植樹祭の部分での寄付ということで200万、その他もう1社の方から20万円ということで頂いております。花火大会につきましては実行委員会に町からの交付金を250万円出してございまして、その実行委員会で寄付を受ける形で花火大会を実施したということになっております。以上です。

○議長（南 和博君） 9番 齊藤議員。

○9番（齊藤和信君） 説明はわかりました。ただ、この恩根内中学校の体育館解体いわゆる合掌が今後部材として使う道があるのではないかという考えでいわゆる広報に出したのではないかと予想はされているのですけれども、それに伴い合掌だけ取るのでは中々という業者さんもあった中で、今あたってという中で仮にこの717万をかけないで合掌も取っていただきながら使っていただくといった中で、そういうような形の処理の仕方が考えられなかったのかなというのが1点、それと今言った花火大会の運営委員会の方に補助金250万円を出した中で、そっちの実行委員の方では決算というものはまだ出てきていないのか、その2点だけお聞かせください。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 合掌の部分を使ってもらおうというか、当初の考え方が合掌の部分くらいしか使えないだろうという考えでの委託費の積算でしたので、それを実際に使う希望の方がいなかったということで、今回その方向は諦めまして、解体ということにしました。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 花火大会の関係は、私の方からご答弁申し上げたいと思います。花火大会の実行委員会については先日9月11日に最終実行委員会を開催して、決算も終わってございます。基本的には協賛金の頂いた部分については、全て花火の方の経費に使わせて頂いて、交付金の方で若干戻入する部分があるのですけれども、15万ほど戻入する部分があるという状況でございます。

○9番（齊藤和信君） ありがとうございます。

○議長（南 和博君） 5番 荒川議員。

○5番（荒川賢一君） 9ページになります。広告費の関係ですが、開業医誘致条例に伴う掲載だと思っておりますが、購読範囲はどの辺りまでなのでしょう。それをまずお聞きしたいのと11ページになります修繕費、スキー場の圧雪車ということですが、どういう原因で損傷したのか確認をさせて頂きたいと思っております。

○議長（南 和博君） 保健福祉グループ主幹小野君。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 広告費の関係のご質問ですけれども、こちらにつきましては、6月に制定をしました開業医誘致条例の周知の部分の広告料になります。それで今、想定している公告については、北海道医報という北海道医師会が出している月刊誌を予定しております、購読範囲としましては道内の範囲かなということになります。

○議長（南 和博君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 圧雪車の修繕の関係でございますけれども、毎年シーズン終了後に機械の保守点検を行っております。その際に、今回の破損箇所が発見したことで今回の補正となってございますが、明確な原因ということとは中々わからないのですけれども、去年の12月の補正だったと思っておりますが圧雪作業中に故障を起こしたということがありますので、その辺の部分が大きな要因かなと思っております。本体と後ろの作業機の接合部分ですので、その時の原因が1番大きいかなと思っておりますけれども、具体的にこれだということとは特定してございません。

○議長（南 和博君） 5番 荒川議員。

○5番（荒川賢一君） 広告の関係ですが、これは今後また掲載するような予定というものはあるのでしょうか。今回だけで終わりですか。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 6月制定以降、無料で掲載周知可能な各新聞社ですとか、町のHP等も掲載しておりますし、関係機関ですね、保健所ですとか、医師会等に情報提供はしてきております。今回の補正で予定しましたのは、北海道医報と先程説明したのに対して今後今年度中に4回の掲載を予定しております。それでもなお、問い合わせ等希望がないようであれば、さらに検討していきたいという段階でございます。

○議長（南 和博君） 6番 藤原議員。

○6番（藤原芳幸君） それでは、9ページからふるさと納税に関する印刷製本費のことでちょっとお伺いしたいと思います。これは恐らく好評であって、これからもPRをして税収率増に繋げていこうということでのパンフレットの増刷ということになったと思うのですけれども、非常に有難い話ではある中で、現実、総務省からふるさと納税の景品に関して色々クレーム発信があった中で、美深町においては問題ないだろうというように思っていたのですが、9月12日の道新の朝刊に総務省から一応景品のそのことに対して公表のあった市町村の一覧の中で北海道の部分として42の中に美深町も含まれていたと。対応としては早いところは9月に対応、10月に対応という中で、美深町においては、対応が未定の市町村という中に34市の中に載っているわけなのですけれども、これはあれと思ったわけなのですけれども、ちょっとその辺について本当なのかどうなのか説明を求め

たいなと思います。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 今週に入りまして、新聞報道等も出ておりまして具体的な町村名とかも出ておりますけれども、実際に総務省からの指導といいますか通知と言いますか、私たち美深町にも入ってきております。実際に今56品目ほど、出しているのですけれども、厳密に3割の商品の調達率を超えているものが概ね半分くらいあります。若干超えているものからちょっと高額のものになると商品代の割合が高くなるというものがあります。こういった部分を改善するように求められているところなのですけれども、美深町では6月に返礼品の関係の出品者との打ち合わせ会議をしておりまして、この中で昨日の話にもあります色々な商品、新しい商品をどうするかという話と合わせて総務省からそういう指導を受けていますという話をしておりまして、今後10月を目途にこの辺を一定程度、商品の価格といいますか、調達額を変えるのは難しいものですから、寄附額を引き上げて3割に収めるというような方向で今考えております。それに伴って今回補正にあげた部分は印刷製本費ですけれども、今までパンフレットを特別なものを作ってなくて、その都度東京美深会だとかの時にはカラーコピーしてやっていたのですけれども、この商品の改定と合わせてパンフレットを全部作って一斉にPRというかりピーターの確保という部分もありますので、そういったことに活用したいと今考えているところです。

○議長（南 和博君） 6番 藤原議員。

○6番（藤原芳幸君） そういうことがやっぱりあったのかと思うと、恐らく3割という基準をぼんと引いて上か下かということだったと思うのですが、直接は美深町よりも納税者の方に多分メリットがなくなると寄附がどうしても減ってしまうというような状況が考えられるのかなとは思っているのですけれども、その辺、折角、美深町も良い形で続いてきている中で、対応できるものはきちり対応して、今後にも納税者が安心して美深町を選択してできるような形に伝わるようにパンフレットも含めてなっていけば非常にいいのなかと思うのですけれども、それに関しては質問という形ではもうしませんけれどもよろしくお願ひして、安心できるような形になればいいなと思いますのでお願ひしたいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 岩崎議員。

○7番（岩崎泰好君） 2点ほどお聞きします。1点目は第2款総務費の8目諸費23節の償還金利子及び割引料の中の町税等過誤納払戻金ということで126万計上されておりますがこれの中身についてお聞きしたいと思います。それからもう1点は先程も質問がありました4款衛生費の中の2目予備費の12節役務費の広告料についてでございますが、先程の説明来こういうアクションというのは非常にいい動きだというように私も評価する

ところですが、ただ金額的にこの医師会が発行する月刊誌の中に広告を載せるということがございますが、もう少し沢山お金を掛けて実はやるべきだと思う所なのですが、というのは北海道全体が医師不足という状況の中で、なかなかその条件がよくても反応がなかなか来ないのではないかと予想されるところで、オホーツク辺りはオホーツク圏域として形が恐竜の形に似ているのでそこを切り抜いて、あちこちで有名にマスコミに報道されるくらいの募集の仕方をしているのですね。実際には吊り広告で都内の電車の吊り広告で募集をかけたり、そのようなこともやっているということを見ると、もう少しじんまりではなくて全国に働きかけるようなことを、今後どう考えておられるのか、その2点だけお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山崎税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（山崎義典君） まず町税等過誤納払戻金の関係で説明をさせていただきます。当初予算では50万ほど予算をつけて頂きました。その分につきましては、法人税の払い戻し等で予算を全額消化したということで、今後支払う見込みの金額ということでこの126万という金額を計上させて頂いています。内訳といたしましては、法人町民税の修正申告関係が1件、個人の所得税の確定申告、過年度分にかかる確定申告が1件、それと町民税の配当割額、控除額の還付これが全部で9件ほどございます。件数的には配当割の部分が多いのですけれども、金額いたしましては法人税の修正申告、これが払い戻しの金額としては大きい金額となっております。以上です。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 広告料の件ですけれども、現在無償無料で掲載されている部分でも全国の範囲で日本医事新報ですとか、日本医師会への情報提供によって各情報は流れているかなというように考えています。そして今回北海道医報という道内の月刊誌に対して、まず周知してみてもそういう反応を見ながら、またその中で他のPR方法はないかという部分を検討しながら今後の周知というものを検討していきたいと思っています。さらに全国誌でいきますと、日本医事新報での有料広告というものも料金等を抑えてはいるのですけれども、結構高額な料金体系になっているものですから、まず北海道内の反応を見ながら、さらに有効な広告を検討していきたいなというように考えております。

○議長（南 和博君） その他、質疑ありませんか。

なければ質疑を終了します。

これから議案第42号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号 平成30年度美深町一般会計補正予算（第4号）を採決します。
議案第42号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。

したがって議案第42号 平成30年度美深町一般会計補正予算（第4号）は原案の通り可決されました。

◎日程第10 議案第43号 平成30年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第43号 平成30年美深町国民健康保険特別会計補正（第2号）を議題といたします。

これから議案第43号に関し質疑を行います。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。

これから議案第43号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号 平成30年美深町国民健康保険特別会計補正（第2号）を採決します。

議案第43号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。

したがって議案第43号 平成30年美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案の通り可決されました。

◎日程第11 議案第44号 平成30年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第44号 平成30年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから議案第44号に関し質疑を行います。

7番 岩崎議員。

○7番（岩崎泰好君） 第2款5目の負担金補助及び交付金の内容につきまして当初の補正前の予算では92万3千円だったものが、補正が138万5千と1.5倍ほどの補正額になっておりますが、この内容についてどのような形でこのような補正になったのかお聞かせください。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 只今の負担金補助及び交付金の地域密着型介護予防サービス給付費の内訳と申しますか内容ですけれども当初予算では、小規模多機能にかかります利用者が計画書通り1名の12カ月分ということで92万3千円を計上していたわけですけれども、今年度入りまして実績としましてもう1名増えたという状況です。それから今後もう1人サービスを利用される方が予想される、まだはっきりはできないですけれども予想されている部分を含めまして1.5人分と申しますか、そういう計算で138万5千円を計上したことになっております。以上です。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

なければ質疑を終了します。

これから議案第44号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号 平成30年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第44号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。

したがって議案第44号 平成30年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案の通り可決されました。

◎日程第12 議案第45号 平成30年度下水道事業特別会計補正予算
（第2号）

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第45号 平成30年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから議案第45号に関し質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) ありませんか。

なければ質疑を終了します。

これから議案第45号について討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 討論なしと認めます。

これから議案第45号 平成30年度美深町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

議案第45号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。

したがって議案第45号 平成30年度美深町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は原案の通り決定されました。

◎日程第13 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案

○議長(南 和博君) 次、日程第13 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案を議題とします。

本件の提出者は岩崎議員、賛成者は小口議員、藤原議員、長岐議員、荒川議員です。

この際提出者の岩崎議員から本件の趣旨についてご説明を頂きます。

岩崎議員。

○7番(岩崎泰好君) 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。地方自治法第99条及び会議規則14条の規定により下記の通り意見書を提出する。平成30年9月14日提出 美深町議会議長 南和博様 提出者 私、岩崎泰好。賛成者 小口英治、藤原芳幸、長岐和彦、荒川賢一各議会議員でございます。意見書の中身は後程朗読をもって代えさせていただきますが、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣でございます。意見書案の中身を朗読させていただきます。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案。北海道の林業は全国森林面積の約4分の1を占

め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには「植えて育てて、伐って使って、また植える」という森林資源の循環利用を進める必要がある。森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用や所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取り組みを進めてきたところである。今後、人口林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成31年度に創設される森林環境譲与税（仮称）を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。よって、国においては次の措置を講ずるよう強く要望する。記 1つ、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。2つ、森林資源の循環利用を通して林業・木材産業の成長産業化を実現させるため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通・利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。平成30年9月14日 北海道中川郡美深町議会 議長 南 和博 という意見書案の中身でございます。どうぞ皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第2号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） ありませんか。

なければ質疑を終了し、これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。

これから意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案について採決します。意見書案第2号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。

したがって意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案は原案の通り可決し、意見書を提出することに決定しました。

◎日程第14 議員派遣の件

○議長（南 和博君） 次、日程第14 議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。

会議規則第122条の規定によってお手元に配布の通り議員派遣を承認したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件は承認と決定しました。

◎日程第15 承認第4号 閉会中の所管事務調査の申し出

○議長（南 和博君） 次、日程第15 承認第4号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。

議会運営委員会からお手元に配布の調査項目につきまして、閉会中の事務調査の申し出です。本件申し出の通り承認したいと思います。このように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会から閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決定します。

これで本定例会に付議されました案件の一切を終了しました。

会議を閉じます。

これで平成30年第3回美深町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労様でした。

閉会 午前10時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 和 田 健

署名議員 中 野 勇 治